

## 播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務委託要求水準書

### 1 事業名

播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

姫路市（以下、「本市」という。）が属する播磨圏域連携中枢都市圏（以下「播磨圏域」という。）においては、本市を中心とする観光需要の集積がみられる一方、播磨圏域での周遊促進、滞在時間の延伸、観光消費額の向上及び再訪促進については、十分にデータを活用した戦略設計ができていない課題がある。

本業務は、3か年事業の2年目に位置づけられ、令和7年度に本市が実施した外部トレンド、ロコミ、意識、来訪人流、消費動向等に関する調査・分析結果（以下「分析結果」という。）を活用するものである。これにより、播磨圏域における観光需要の実態及び将来動向を把握し、エビデンスに基づくツアー設計、販売促進事業の実施、および当該事業の効果検証を行うことを目的とする。

本年度は、1年目に実施したデータ分析の結果を用いて、具体的なツアー設計およびモニターツアーの実施並びにモニターツアーに対する誘客プロモーションを実施する。また、実施したモニターツアーの結果やアンケート調査等の分析結果を踏まえ、3年目におけるツアー販売および誘客プロモーションの展開を予定している。

### ※播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町をいう。

### 3 契約期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

### 4 業務内容

業務内容については次の通り履行するものとし、詳細については本市と協議の上、決定するものとする。

#### (1) モデルコースの設計

ア 受託者は、令和7年度に実施した分析結果を整理、再構築し、播磨圏域の観光課題及び機会を明確化したうえで、モデルコースを設計し、本市にモデルコース設計報告書を提出すること。また、モデルコースの設計には次の観点を踏まえること。

(ア) 播磨圏域の観光資源、体験資源、飲食資源、宿泊資源等を活用し、単なる移動型ではなく、滞在・体験・消費につながる内容とすること。

(イ) モデルコースは国内向け観光客及びインバウンド向けそれぞれについて、少なくとも各3コース以上設計すること。

(ウ) 分析結果に基づいたコンセプト及びターゲットを設定すること。

各コースは姫路市を必ず含み、かつ姫路市を除く1市町以上を周遊する内容とすること。また、設計するコースの周遊先の内、姫路市を除く1市町についてはコースごとに異なる

る市町とする又は、同一市町の場合はコンセプト及びターゲットを明確に変更すること。

(エ) 国内向け観光客及びインバウンド向けそれぞれについて、近距離来訪者向けの短時間周遊型、広域からの来訪者向けの滞在型など、複数の来訪動機に対応できるよう複数のモデルコースを設計すること。

(オ) 播磨圏域への再訪を促進する工夫を行うこと。

(カ) モデルコース設計を進める際に本市と調整、協議する日程を確保するスケジュールとすること。

イ 設計するモデルコースには、次の内容を含めること。

(ア) コンセプト

(イ) ターゲット設定

(ウ) モデルコースの行程

(エ) 各市町を選定した理由

(オ) 所要時間

(カ) 想定参加者数

(キ) 想定消費額

(ク) 販売価格の考え方

(ケ) 想定する販売チャンネル（インバウンド向けコースについては、複数の販売チャンネルの提案）

(コ) 設計根拠及び分析結果との関連性

## (2) 誘客プロモーションの実施

受託者は、設計したモデルコース誘客を図るため、効果的なプロモーションを企画・実施すること。

また、プロモーションの実施に当たっては、次のア～エのすべてを満たすこと。

ア プロモーションにあたっては、対象市場、ターゲット層、訴求内容、実施手法、媒体選定、実施期間、発信頻度等を整理し、播磨圏域周遊の魅力が伝わる情報発信を行うこと。

イ 国内観光客向け及びインバウンド向け双方について、効果的なプロモーションを実施すること。

ウ 情報発信の手法については Web サイト、特設ページ、SNS、動画、記事コンテンツ、広告配信、インフルエンサー活用、メディア連携又はイベント連動など、受託者の創意工夫を活かした効果的な手法とすること。

エ 閲覧数、クリック数、反応数又は参加誘導数など、プロモーションの効果を把握するための指標を設定し、分析を行うこと。

## (3) モニターツアーの実施

受託者は、設計したモデルコースについて、国内向け観光客及びインバウンド向け観光客を対象として、各コースのモニターツアーを実施し、その効果を検証すること。

モニターツアーの実施にあたっては、次の事項を満たすこと。

ア 国内観光客向け及びインバウンド向けそれぞれについて、(1)で作成したすべてのモデルコースを履行期間中に各 1 回以上実施すること。

イ モニターツアー実施に係る問い合わせに対応するため、有人対応の問い合わせ窓口を設置

し、電話による問い合わせ対応を可能とすること。

また、問い合わせ窓口の電話番号及び対応時間を明記し、対応時間は午前9時から午後5時までを基本とし、これ以上の時間帯に対応できる体制を確保すること。

ウ モニターツアーの実施に当たっては、以下の事項を行うこと。

(ア) 参加者の募集・選定

・モニターツアー各回とも、原則20人以上の参加者募集を行い、催行に努めること。  
また、最少催行人数は10名とし、これを下回る場合は再募集や本市との協議等の別途対応を行うこと。

・参加者の募集に当たっては、年齢、居住地、趣味関心、発信力及び旅行経験等を考慮するなど、当該モニターツアーのターゲットに対して効果的な対象者を募集すること。

・販売時期、価格、販売方法、販売チャネルは本市と協議の上で決定すること。また、協議にあたっては販売価格の内訳を明示すること。

・モニターツアー実施にあたっては、モニターツアー参加者から参加料の徴収を行うことができる。ただし、参加料の設定に当たっては、事前に本市と協議を行うこと。なお、参加料で賄うことができる支出項目は食費、宿泊費、お土産代、各種体験料や入館料等に限る。

※お土産代とは、地元特産品（菓子類、漬物、地ビール等）、地域ブランド食材（米、果物、魚介類等）、地域の伝統工芸品（陶器、織物、木工品等）、地元作家等によるクラフト品、観光地オリジナルグッズ（キーホルダー、ストラップ等）をいう。

(イ) 旅程の作成

旅程は令和8年10月30日（金）までに作成し、本市に提出、協議すること。旅程については旅費の総額及び一人あたりの旅費の総額、支出項目を明示すること。また、協議後にモニターツアーを実施すること。

(ウ) 宿泊、交通、食事及び体験等の手配

受託者は、参加者数、行程、予算及び市の指示に基づき、関係法令を遵守の上、円滑かつ安全に手配すること。また、手配先の選定、予約、変更、取消、精算その他必要な事務を行い、重要事項の変更が生じる場合は、事前に市の承認を得ること。

(エ) 当日の運営

受託者は、ツアー当日の運営について、受付、案内、誘導、進行管理、安全管理、緊急時対応その他必要な業務を実施すること。現場には責任者を配置し、参加者の安全確保及び円滑な実施に努めること。

(オ) アンケートの実施

受託者は、モニターツアー参加者に対してアンケートを実施し、行程、満足度、改善点、再訪意向、周遊意向、情報発信意向等を把握すること。

・アンケートの内容は市と事前に協議の上、決定すること。

・アンケートは全参加者のうち、80%以上が有効回答を行う形で実施すること。

## 5 本市への報告

### (1) 提出内容

受託者は、本業務の成果として、次に掲げる納品物を作成し、本市に提出すること。なお、納

品物の提出に当たっては、紙媒体及び電子データにより提出するものとし、電子データはPDF形式を基本とする。ただし、契約締結後に別途協議の上、必要に応じて、別様式での提出を求める場合がある。

また、分析に用いた集計表、図表、アンケート結果、写真データ、会議資料その他本業務に関連して作成した資料についても、本市の求めに応じて提出すること。

#### ア モデルコース設計報告書

国内向け観光客及びインバウンド向け観光客を対象として設計したモデルコースについて、設計方針、コンセプト、ターゲット設定、周遊先、各市町を選定した理由、所要時間、想定消費額その他必要な事項を整理した報告書を提出すること。

なお、当該報告書には、分析結果との関連性及び各モデルコースの設計根拠を明確に記載すること。

#### イ 誘客プロモーション実施報告書

本業務において実施した誘客プロモーションについて、実施内容、対象市場、ターゲット層、使用媒体、発信内容、実施期間、実施効果及び効果測定指標（閲覧数、クリック数、反応数、参加誘導数その他これらに準ずる指標）を整理した報告書を提出すること。

また、モデルコースを旅行商品として販売する場合の効果的なプロモーションについて、モニターツアーの実施結果を踏まえて記載すること。

なお、必要に応じて、使用した広告素材、投稿内容、配信結果の集計表その他本市が必要と認める資料を添付すること。

#### ウ モニターツアー実施報告書

国内向け観光客及びインバウンド向け観光客を対象として実施したモニターツアーについて、実施概要、参加者属性、行程、運営状況、参加者等の意見（アンケート結果、レビュー投稿等）及び改善提案等を整理した報告書を提出すること。

また、当該報告書には、実施したモニターツアーの改善に資する総括及び考察を記載すること。

#### エ 業務全体の実施報告書

受託者は、本業務の実施結果について、各個別報告書の内容を踏まえ、事業全体の取組状況、成果、課題及び播磨圏域での周遊促進、滞在時間の延伸、観光消費額の向上及び再訪促進に向けた今後の方向性を総合的に整理した業務全体の実施報告書を提出すること。

また、当該報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 本業務の実施概要

(イ) 各取組の総括

(ウ) 播磨圏域における観光客データ分析結果との関連性

(エ) 本業務を通じて得られた成果及び課題

(オ) 播磨圏域での周遊促進、滞在時間の延伸、観光消費額の向上及び再訪促進に向けた展望及び提案

#### オ 実施記録及び関連資料一式

本業務の実施過程において作成し、又は取得した次に掲げる資料を取りまとめて提出すること。

(ア) 協議記録

(イ) 会議資料

(ウ) アンケート様式及び集計結果

- (エ) 参加者募集資料
- (オ) 行程表
- (カ) 広報物及び告知物
- (キ) 撮影写真
- (ク) その他本市が必要と認める資料

納品物の提出に当たっては、次に定めるところによること。

- (ア) 紙媒体は、正本1部以上を提出すること。
- (イ) 電子媒体は、本市指定のメールアドレス宛に提出すること。
- (ウ) 写真、動画、集計データ等については、用途に応じて適切な形式で提出すること。
- (エ) 提出ファイルは、内容を容易に確認できるよう、適切なファイル名及びフォルダ構成に整理すること。

## (2) 提出期限

- ア モデルコース設計報告書  
令和8年10月30日（金）
- イ 誘客プロモーション実施報告書  
令和9年2月26日（金）
- ウ モニターツアー実施報告書  
すべてのモニターツアー催行後1月以内かつ令和9年3月31日（水）
- エ 上記に記載する以外の、全ての納品物  
令和9年3月31日（水）

## 6 第三者への実施の制限

- (1) 事業の全部を第三者に実施させてはならない。
- (2) 事業の一部を第三者に実施させるときは、あらかじめ本市と協議するものとする。

## 7 その他

- (1) 実施期間中1ヶ月に1回程度、事業の進捗状況を報告し打合せを行うこと。
- (2) 契約書および本要求水準書に定めのない事項や細部の業務内容については、本市と協議して実施するものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに本市に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 業務遂行において疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに本市に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち姫路市又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって本市に譲渡されるものとする。また、

受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (7) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (8) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。